平成３０年４月２６日

各校柔道部顧問様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 審判部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　 （大阪市立大正西中学校 笠谷和弘）

全柔連発 第29-0840号[H.30.3.22]に関する追加訂正

[H.30.3.6「少年大会特別規定」の補足説明を受けて]

　新緑の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。

　平素は、本柔道専門部の活動推進にご高配を賜り誠にありがとうございます。

　さて、副標題の通り、平成３０年３月６日付けで、全柔連通達により「両袖を持って施す投げ技」の取り扱いが「少年大会特別規定」に追加されました。本専門部では、２月２７日付けで『大阪中体連柔道部 平成30年度公式試合「審判申し合わせ事項」』をHPに掲載済みだったため、『改訂版・～』を作成し、加えて審判実技講習会[３月２４日（土）於：天王寺中学校]でその内容の周知を図りました。

　しかし、標記の通り通達から約２週間後に、同項目について補足説明が追加・発表されるという異例の事態となりました。本専門部では、上記の『改訂版・～』を、便宜上、年度初めの平成３０年４月２日発行としておりましたが、実際は３月１７日にHPに掲載していたため、その中に同補足説明を含んでおりません。

　そこで、今回、標記通達を加えた、『最新版・大阪中体連柔道部 平成30年度公式試合「審判申し合わせ事項」』を再度HPに掲載いたしますので、柔道部員に指導していただきますようよろしくお願い申しあげます。

なお、同項目に関する内容は、青書きで表記いたします。

追記：

過日４月２１日（土）の強化選手最終選考会で、医師の判断を仰ぎ審判団が「棄権」を

宣告した試合（左手亜脱臼と思われる）がありました。

　この試合者への事後対応を鑑み、広山幸淳審判長監修のもと「選手の安全重視」の観点　から、p.20 ５．負傷について (8)を申し合わせ事項として追加しておりますので、併せてお知りおきください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成３０年４月２６日(加筆訂正)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成３０年 ４月 ２日

各校柔道部顧問様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 審判部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　（大阪市立大正西中学校 笠谷和弘）

大阪中体連柔道部 最新版・平成30年度公式試合「審判申し合わせ事項」のHP掲載について

はじめに

桜花の候、皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

　平素は、本柔道専門部の活動推進にご高配を賜り誠にありがとうございます。

　さて、標題につきまして、平成30年度より全国大会・近畿大会・マルちゃん杯少年柔道大会等では、**IJF****最新 ルール(2018.1.1)**が導入されます。同ルールは、昨年度に改訂されたばかりの新ルールを、「JUDOの試合の在り方（概念）」の再考から、その内容を早くも大きく変更するものです。詳細に関しては、去る2月17日（土）講道館大阪での「全柔連主催A級ライセンス審判員研修会」において、同審判部委員長 大迫明伸先生より伝達されました。

まず、今回の改訂は、「柔道をよく知らない観客・スポンサー・メディア（＝テレビ放映）等向けに《よりわかりやすい柔道の試合》にしていくこと」がコンセプトになっていることを、我々柔道関係者は知っておく必要があります。つまり、柔道の専門家や柔道に精通している人だけがわかり得る、言いかえれば‘玄人受け’するような《微細でわかりにくい柔道》からの脱却を目指すためのルール変更と言えるでしょう。

我々が、部活動や社会体育を通して、児童生徒にIJFルールに沿った柔道を指導することには、勿論異議異論はありません。しかし、先に述べたように改訂の目的がスポンサーやメディアをも視野に入れていることから、IJFルールとは主として〈男女・体重別7階級で開催されるシニアの国際大会〉を想定したものであり、残念ながら〈ビデオケアシステムも完備していない、小中学生地区大会のような小規模の試合〉を見据えたルールではないことも認識しておくべきでしょう。そのため、中体連や少年柔道の大会開催者は、【少年大会特別規定】はもとより「審判申し合わせ事項」を適切に作成することで、参加選手のレベルに応じた安全で有意義な大会運営に努めるべきと考えます。

さて、これもあくまで私見ですが、今回の改訂では、日本代表IJF役員のご尽力により、かつての〔日本柔道〕に戻ってきた、我々にとって喜ばしい部分（「一本」の評価基準変更・“合わせ技一本”の復活）があります。しかしその反面、「技あり」の評価基準変更がないままで“合わせ技一本”が導入されたこと（ダイナミックさの低減）・いくつかの「巧みな関節技・絞め技」が禁止技になったこと（＝死語となり忘れ去られる運命）［p.3(2)罰則①※］や、延長戦がさらに長引く可能性（特に小中学生選手の体調面・安全面への危惧）［p.4(2)罰則⑤］他から、懸念要素も少なからず併せ持ったルールでもあるという印象を拭うことができません。また、返し技（変化技）やブリッジとヘッドディフェンスのジャッジも、きっと選手・監督・審判員を悩ませることとなるでしょう。

さらに、今回の改訂でも、〔勝敗を大きく左右する重要な事項〕から〔滅多に見かけることがないレアケース[p.4(3)その他等]〕のジャッジに至るまでを、いっしょくたに発表しています。この〔毎年のように・細部に至るまで変更し・上意下達式〕に伝える手法が、図らずもIJFルールが、柔道指導者や選手層の裾野にまで周知されることを困難にしているのではないでしょうか。本来、実際に試合に関わる選手・監督・審判員などの〈柔道ファミリー〉が、ルール変更のスピードについて行けないという矛盾と、その結果誤ったルール解釈のまま稽古に励み試合に臨んでいる危険性があることを憂慮する次第です。

再び話を戻して、同研修会では**最新 ルール**の伝達とは別に、礼法・所作・発声等が細かく教授されました。大迫先生の熱弁ぶりから、ルールの熟知は勿論、審判員として本来体得しておくべき基本事項の重要性を再認識したことを申し添えておきます。

つきましては、同研修会の内容を受けて、恒例の本柔道専門部主催「IJFルール伝達・審判実技講習会」を下記の通り開催いたします。

◇第1回目： 3月24日(土)13時～ 大阪市立天王寺中学校 格技室　[12:30～受付]

◇第2回目： 4月14日(土)13時～ 大阪市立大正東中学校 格技室　[12:30～受付]

できうる限りわかりやすく詳細に伝達いたしますので、各校顧問・審判員・外部指導者の皆様には、是非ともご参加いただき今後の部活動・試合・審判等にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

併せて、昨年度から全国大会・近畿大会では、**IJF赤枠ロゴの柔道着**の着用が義務づけられています。これに関しては、本専門部並びに各地区で主催する公式試合に於ける公認柔道着の規定を、平成28年度4月に発表済みです。柔道着の不備で選手が公式試合に出場できないという不測の事態が起こらないよう、再度ご確認のうえ各校で対処してください。

最後に、例年どおり本柔道専門部として、【全柔連主催A級ライセンス審判員研修会】・【少年大会特別規定】・【全国中体連柔道部からの伝達事項】・【選手の安全確保】・【大会の円滑な進行】を踏まえ、平成30年度版「公式試合審判申し合わせ(確認)事項」を後頁に作成いたしました。各位には、下記の通りよろしくお願い申しあげます。なお、新しい項目・改訂した項目・重要な項目等は朱書き、または下線付きになっています。

－　記　－

１．審判員は、後頁をプリントアウト・ご精読のうえ審判方法を熟知して大会に臨んで ください。

２．審判員以外の顧問・外部指導者は、後頁をご一読のうえ大会の円滑な進行に協力し てください。

３．なお、後頁は、全柔連・全国中体連からの伝達文書並びに公式試合実施要項等に記　　　　 　載されている内容については省略している場合もあります。関係の皆様は、同文書　　　　 　並びに「大会確認事項及び諸注意プリント」などについても事前にご確認願います。

追 記：この改訂版は、平成30年2月27日 にHPにアップした平成30年度公式試合「審判申し合わせ事項」を、全柔連が平成30年3月6日付けで発表した《少年大会特別規定・追加》に伴い加筆修正したものです。

* P.8 (２)「反則負け」⑰参照　等

**◎**今回の最新ルール：変更点 （**★◆：最重要・☆**◇※：重要）

（ 2017のルールから変更のない事項の表記は省略している。）

(1) 技の価値

**★①「技あり」２つで、“合わせ技一本”の復活。**

※２つ目の「技あり」で。**「技あり、合わせて、一本」「それまで」**となる。

例）投げ技が「技あり」で、そのまま抑え込めば、**１０秒で**「技あり、合わせて、一本」「それまで」。

**★②「一本」の価値を元に戻す。**

一本は、技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な（＊）を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与えられる。

（＊）“ikioi”＝力強さとスピードを伴った“勢い”を意味する。

　　“hazumi”＝技術、キレ、リズムを伴った巧みさを“はずみ”をいう。

◆一本の評価基準：１.スピード　２.力強さ　３.背中が着く　４.着地の終わりまでしっかりとコントロールしている（このうちの１つでも満たしていない場合が「技あり」。‘高さ’は、評価基準に入っていないことに注意。）

**◆ローリング**に関しては、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた

場合にのみ**「一本」を与える**。

◇「スーパー一本」は、さほど意識しなくてもよい。つまり、従来の「日本柔道」　　　　　 で「一本」とジャッジしていた投げ技が、「一本」なのである。

**★**③受けが「一本」を避けるために、**故意にブリッジの体勢（アーチ）で着地した場合 は、「一本」**とする。[ヘッドディフェンス：「反則負け」との区別 p.6(2)②参 照]

　 ④投げ技を逃れるために両肘または両手で着地した場合は、「技あり」とする。

**☆⑤返し技（変化技）において、返し技（変化技）を掛ける側が、着地する衝撃を利用して技を施す****ことを認めない。[p.13(3)(4)参照]**

**★※どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に（また**

**は時間差で）着地した場合、双方にスコアを与えない。**

(2) 罰則(反則)のポイント

**①立ち姿勢において絞め技・関節技を施すこと。寝技への移行も認めない。寝技から**

**立ち技への移行は認める。**（後者は、「待て」のみとなる。）

※シニアの試合では、跳び十字固め（俗称）・腋固め・腕返し があれば、直ちに「待て」をかけ、「指導」の反則を与える。決まり方によっては、「反則負け」の適用も可。（【少年大会特別規定】では、上記関節技はもともと「反則負け」。立ち姿勢での絞め技は、「待て」・「指導」となる。）

**★②両袖を持った釣り込み腰や、引き手で相手の逆側の袖を持つ変則的な組み手からの**

**払い腰等で、相手の肘関節を決めた場合は、厳しく「反則負け」が適用される。**

※相手を背中から畳に着くように投げている動作かどうかで判断する。

**③ヘッドディフェンス**：**「反則負け」**[p.6(2)②参照]

※受けが「一本」を避けるために、畳に着地したあと故意にブリッジの体勢（アー

チ）になること。［３名の合意が必要］

※背負い落としや低い釣り込み腰等で、頭部から着地せざるを得ない場合は、頭が着いたことだけで安易に適用しない。

**☆④『「帯より下の攻防」をすること』を、他の「指導」と同じ扱いとする：**

**※２回目で「反則負け」の廃止。**

**★⑤延長戦（GS）の終了は、**技のスコアがあった場合か、**片方が「反則負け」になった場合とする。：「指導差１」での延長戦(GS)終了の廃止。**

**⑥相手の脚を過度に伸展して施す絞め技・関節技は禁止する。**

※特に取が絞め技を施しながら、受の脚を過度に伸展する状況においては、特に注意

深く判定が行われる。これらの行為が見られた場合、主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。

⑦ネガティブ柔道による「両者同時反則負け」の場合、両選手とも大会から失格する。

※これまでは回避されてきたが、両試合者がネガティブな場合は適用して構わない。

(3) その他

**☆①マウスピースの着装について**

※事前に審判員へ申し出ることによって、着装することを認める。但し、白もしくは、

透明なものに限る。**［新たに、柔道着コントロール時に申請・確認が必要。］**

②延長戦（GS）での勝敗の特例

GSで、試合者Aが10秒以上（「技あり」が確定）抑え込んでいる時に、試合者Bの絞め技・関節技が決まった場合は、Aの「技あり」を優先しAを勝者とする。

　　　 ③抑え込みと見做されない体勢（レアケースなので、ここでは省略する。）

(4) 補　足

**①合議について**

**★Ⅰ) 勝敗を決する場合以外の「指導」や技のスコアの有無で、合議してはいけない。**

主審は自信を持ってジャッジし、副審は異議があればジェスチャーで意思表示を。

**★Ⅱ) 合議の手順**

◇主審が副審に合議を要求する場合

　所定のジェスチャーで、副審を招集する→〃、両選手に服装を直させる→主審の定位置から**２歩下がり**副審を待つ→副審は45°の角度で試合者を視野に入れ、短い合議→副審を戻らせる→必要があればジャッジを下す。

◇主審が副審に合議を要求しその結果、ジュリーの指示を聞く場合

　所定のジェスチャーで、副審を招集する→〃、両選手に服装を直させる→主審の定位置から**２歩下がり**副審を待つ→副審は45°の角度で試合者を視野に入れながら短い合議→副審を戻らせる→主審のみジュリーのところへ行き指示を聞く→所定の位置に戻る→必要があればジャッジを下す。

◇主審が最初からジュリーの指示を聞く場合

　所定のジェスチャーで、副審を招集する→〃、両選手に服装を直させる→主審は、副審の到着を待たず、ジュリーのところへ行き指示を聞く・副審は45°の角度で試合者を視野に入れ主審を待つ→主審は、短くジュリーの指示を副審に伝えて副審を戻らせる→必要があればジャッジを下す。

◇副審が主審に合議を要求する場合

　副審は立ち上がる→片方の副審も立ち上がる→主審は所定のジェスチャーで、副審を招集する→以下同様

**◎**今回の最新ルール(少年大会特別規定)を含んだ主な反則・棄権等 と 審判員心得

１．反　　則 ：本中体連柔道部公式試合申し合わせ事項 は、[申]と表記する。

(１)「指　導」；消極的な柔道には、厳しく「指導」が与えられる。「指導２」まではスコアされないが、３回目の「指導」は「反則負け」となる。

※個人戦・団体戦の代表戦の、「指導」には[申]あり。

◆組み手について〔組まない・組ませない・組んでいるのを切る行為には、「指導」が与えられる。〕**※‘ブロック’の解釈：相手に攻撃させないよう組むこと全てを指す。**

①両手を使って相手に組まれないようにする。

②自身の襟を腕や手で隠す・握るなどの行為で、相手が組むことを妨害する。

③組み手争いの中で２回組み手を切った後、３回目に切る。(組み手を切って直ちに技を仕 　掛ける場合は問題ない。) 　　　 ④両手を使って相手の組み手を切る。　　　　　　　　　　　　　 　⑤右組と左組の場合、引き手を宙に浮かせる。[偽装の釣り込み腰等を含む]　　　　　　　 　⑥自身の引き手の手首にもう一方の手をおいて組み手を切る。　　 　⑦片襟を持ち、その手で相手の釣り手を切る。　　　　　　　　 　 　⑧お互いが組み手を切り合うという行為を繰り返す。(両者に与えられる。)　 　⑨相手の組み手を強くはたく。　　　　　　　　　　　　　　　　 　⑩片襟・クロスグリップ・帯を持ち、直ち(２秒以内)に攻撃しない。[標準的でない組み　　　 手は全て瞬間(２秒以内)しか認められない。] 　 　⑪相手の袖口に指を入れる。

⑫首抜きを繰り返す。[少年大会特別規定では背部を持ち続けられないため、この反則の発生率は低い。]

⑬クロスグリップの状態から見せかけの内股をかける。(１回目は「待て」、２回目から「指導」)

⑭相手を押して腰を曲げた状態にさせる。　　　　　　　　　　　 　　⑮足(脚)を使って組み手を切る。 　　⑯自身の脚を、相手の脚の間に繰り返し入れる。　　　　　　　　 　※⑰ベアハグを施す。p.17 4.(5)・ p.18 4.(11)参照

⑱自分で自分の柔道着を帯から出す。(寝技も含む)

⑲主審の指示により、髪ゴムの留め直しをする。(２回目から「指導」)

※**⑳「帯より下の攻防」をする。他の「指導」と同じ扱いとする。**p.17 4.(5)・p.18 4.(13)参照

㉑袖口のピストルグリップやポケットグリップで、直ちに(２秒以内)に攻撃しない。

（２０１７年２月のAライセンス審判員研修会以降に変更）

※㉒両者が立ち姿勢において、絞め技を施す。［寝技への移行も認めない］（2018.１.1） ※㉓絞め技を施す際に、相手の脚を過度に伸展すること。（2018.1.1）など

※⑰⑳の返し技があった場合、そのスコアが「技あり」であればそれを認め、なおかつ「指導」が与えられる。ただし、それで「反則負け」となる場合を除く。

◆場内外について

①片足が場外に出て、直ち(２秒以内)に技をかけるか場内に戻らない。 ②片足が場外に出て、偽装攻撃をする。 ③攻撃や相手の技を切る以外で、両足が場外に出る。(①③は、両者に与えられる場合もあ　　る。①③には、厳正に反則を与えること。回り込みは、認められない。両足が場外に出た　　瞬間に「待て」である。)

　④攻撃ではなく、ただ相手を押して場外に出す。

◆従来からあるものについて

①積極的戦意に欠け攻撃しない。(秒数は問わない。)

* [申]組んでから投げ技を準備するためにかかる時間は、30秒とし、それまでに技がない場合には、「指導」を与える。「積極的戦意に欠け攻撃しない」と、区別すること。

②相手と組み合わない。 ③明らかに相手を投げる意志のない動作を行なう。(偽装攻撃) ④立ち勝負の時、極端な防御姿勢を取る。

⑤相手の背部(背部の帯)を持つ。[瞬間的(２秒以内)は認められる。ただし、ケンケンで入る全ての技については、継続する限り認められる。連絡技による変化技も、技が途切れるまで認められる。]

⑥絞め技の中で、頸部以外を絞める。 ⑦頸部であっても帯の端または上衣の裾を利用して絞めたり、拳・指または両脚で直接絞める。　 ⑧固め技の時、相手の帯や襟に足(脚)をかける。 ⑨相手の指を逆にして引き離す。 ⑩いきなり寝技に引き込む。 ⑪両膝をついて背負い投げ等をかける。

　⑫関節技を施す。[「反則負け」⑮を適用する場合がある。]

⑬三角絞めで絞める。 　　　 ⑭無理な巻き込み技をかける。[本項③⑩⑪⑭などで、受けが有利な寝技に入った場合は、　　　そのアドバンテージを見る。P.17 4．(4)参照。]

⑮相手の頸を抱えて大外刈り(払い腰等)を施す。

⑯本結びをしない。[次には「反則負け」が適用されることを、口頭で告げる。] など

※◆組み手⑯や、◆従来からあるもの③⑩⑪⑭などで、受けの返し技・寝技等のポイント・「技あり」を認めた場合は、反則者に「指導」を与えてはいけない。それで、「反則負け」となる場合を除く。

ただし、「積極的戦意に欠ける：指導」は、技のスコア「技あり」と同時に与えてもかまわない。

(２)「反則負け」

**①「指導２」まではスコアされないが、３回目の「指導」は、「反則負け」となる。** **※②ヘッドディフェンス：受が「一本」を避けるために、畳に着地したあと故意にブリッジ 　 の体勢（アーチ）になること。［３名の合意が必要］**

※背負い落としや低い釣り込み腰等で、頭部から着地せざるを得ない場合は、頭が着いたことだけで安易に適用しない。

③払い腰等を掛けられた時、相手の支えている脚を内側から刈り、または払うこと。 ④背を畳につけている相手を引き上げまたは抱き上げた時、これを突き落とすこと。 ⑤後ろからしがみついた相手を制しながら、故意に同体となって倒れること。 ⑥固め技などで、相手の頸の関節及び頸椎に故障を及ぼすような動作をすること。[ただし、 相手の腰の自由が効く場合には適用しない。]　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　⑦審判員の制止または指示に従わないこと。

⑧相手の脊椎・頸椎に損傷を及ぼすような行為をすること。 ⑨相手の人格を無視するような言動をすること。 ⑩相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。[試合中に柔道着等の重大な違反が 見つかった場合・三角絞めを施された際、偽装的に「まいった」をした場合等を含む]

⑪内股・払い腰等の技を掛けながら身体を前方に低く曲げ、頭からまっすぐ畳に突っ込む 　こと。背負い投げ・釣り込み腰・肩車等で、ダイビングや前転の形になった場合にも適用　する。

⑫肩車で真正面や真後ろに投げること。 ⑬河津掛けで投げること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ⑭蟹挟をかけること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ⑮立ち姿勢の時、「腕返し」(俗称)を施すこと。この他にも、相手の肘関節等を決めた技を 施すこと。(寝技の場合も同様)

**※引き手で相手の逆側の袖を持つ変則的な組み手からの払い腰等で、相手の肘関節を極めた場合は厳しく適用される。** ‘正しく組んで施す袖釣り込腰も含まれる’ ⑯⑰参照

※相手を背中から畳に着くように投げている動作かどうかで判断する。

⑯通称「逆背負投」のような技を施すこと。(従前の俗称は、「韓国背負い」) 全柔連 「少年大会特別規定」平成27年11月30日改正 　：通称「逆背負投」とは、おもに喧嘩四つの組み手において、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、捻りを加えて後方に投げ落とすようにかける背負投のような技を指す。

※受けが組んでいない状態で、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、前方に投げようとする技は、この限りとしない。[大会申し合わせH28.4～]

**★⑰両袖を持って投げ技を施すこと。相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣り込腰・大外刈り・外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自分の片襟を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。（平成30.3.6少年大会特別規定 追加）**

**さらに、両袖持ちの状態から相手に抱きついて、小外掛け、大内刈りで後方に浴びせ倒すこと。（平成30.3.22同補足説明）**

**※[申]ⅰ）「両袖」とは、肘より先の部分とする。**

**ⅱ）上記５つの技以外の技には、適用しない。**

**※①⑪⑰で「反則負け」となった選手は、以降の一連の試合に出場できる。**

(３)「棄 権」

①試合中に嘔吐したり発病した場合。　 　　　　　　　　　　　　　②低い背負い投げ等で投げられた際、受け身を取れずに相手越しに顔面から着地した場合。

※[申]今回の改訂で、この体勢はブリッジで「一本負け」となるが、選手の安全重視の観点から、試合出場には未熟とみなし、「棄権」を宣告し以降の一連の試合には出場させない。

**③[申]医師の判断を仰ぎ、審判団で「棄権」を宣告した選手は、選手の安全重視の観点から、以降の一連の試合に出場させない。①を含む。[H30.4.26より (5）負傷についてp.20 (8) 参照)**

「一連」とは、個人戦と団体戦を併せるものではない。なお、「反則負け」並びにこれ以外の「棄権」となった選手にも「一連」を同義に用いるものとする。

④を起こした場合は、ドクターの診断を仰ぎ、審判団で判断する。

⑤試合者が「落ちた」場合、以降の一連の試合に出場できない。

* 審 判 員 心 得：（礼法の大切さ）

審判員が、試合を司るということは、結果的に片方の試合者に、「負け」を宣告すること

である。この行為は、敗者による「自分の敗戦を受容すること」によって初めて成立する。換言すれば、審判員にはその試合者に「負けた理由を納得させる」義務があるということだ。

そのため、審判員は、ルールを熟知し且つ瞬時に公正で的確なジャッジを下す技量を研鑽

・習得しなければならない。しかしそれ以前に、まず「試合時の礼法」を正しく身につけておくことが、審判員にとって不可欠な条件なのだ。なぜなら、審判員の礼法は「試合者への敬意の表れ」だからである。

審判員が、「礼法を遵守」することで試合は整然と行われ、審判員は試合者・監督・観客等からの信頼を得ることができる。この信頼関係こそが、「審判員の権威」を高め、延いては「試合者が、審判員の下すジャッジを受容する心境の醸成」に帰趨するものと確信する。故に、《正しい審判員の礼法》は、柔道の試合成立の必須要素と言えるのである。

■ 反　則：（「中庸」の大切さ＝「木を見て森を見ず」・「重箱の隅をつつく」ような、反

則の与え方にならないこと。）

審判員は、反則と思われる一点を注視し過ぎて、〈試合者双方を視野に入れる〉ことが疎かになってはいけない。また、〈過度に杓子定規〉になってもいけない。試合の流れをしっかりと見極めて、〈総合的にネガティブになっているのかどうかをジャッジすること〉・〈瞬時に施される反則を見逃さずジャッジすること〉、この両方のスキルを併せ持って試合をコントロールすることが重要である。　以下にいくつかの例を挙げる。

1. 試合者Ａは、常に奥襟を取ろうと前に出ていて、試合者Ｂは、それを凌ぐ形となっている。この時、主審・副審ともＡの「奥襟・背部：指導」だけに注意を払い、Ａの攻勢を見落として、Ｂに「積極的戦意に欠ける：指導」を与えることができずにいる。そして、試合終了間際に、Ａの〔払い巻込〕に対し、主審が「偽装攻撃：指導」を与えた結果、Ｂの勝ちになった。Ｂの「積極的戦意に欠ける：指導」を見極めるべきである。

例２)Ａは前に出て組もうとするが、Ｂは下がりながらＡの襟や袖を持つやいなや(効かな

い)低い背負い投げをかける。このような状態が繰り返され、Ａは前には出るものの技

をかけることができずにいる。その際、主審が、Ａに「積極的な戦意に欠ける：指

導」を与えた結果、Ｂの勝ちになった。Ｂの技が、「偽装攻撃」か否かを見極めるべ

きである。

例３)試合終盤、Ａは相当バテていた。この状況で、Ａが組み手を両手で切った(・膝つき背負いをかけた 等)際、主審は副審を集め「指導」を与えるべきかどうかを確認するために合議した。その間にＡは体力を回復し、結果、逆転の技で勝った。必要のない合議は行ってはいけない。また、合議の際は、各審判員が審議の論点「反則をとるのか・とらないのか」を述べ、極力手短かに終えるようにしなければいけない。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　 　 　 平成３０年４月２６日

（大阪市立大正西中学校 笠谷和弘）

**大阪中体連柔道部 最新版・平成30年度公式試合 審判申し合わせ(確認)事項**

　 　　　　　　　　　　　　 　　（各地区予選会・強化選手選考会等を含む）

(1) 技の価値

　 　　①技のスコアは、「一本」と「技あり」のみとする。

**②「技あり」２つで、“合わせ技一本”の復活。**

※２つ目の技ありで。「技あり、合わせて、一本」「それまで」。

**③「一本」の価値を元に戻す。「技あり」の価値は、前ルールのまま**

一本は、技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な（＊）を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与えられる。

（＊）“ikioi”＝力強さとスピードを伴った“勢い”を意味する。

　“hazumi”＝技術、キレ、リズムを伴った巧みさを“はずみ”をいう。

◆一本の評価基準：１.スピード　２.力強さ　３.背中が着く　４.着地の終わりまでしっかりとコントロールしている（このうちの１つでも満たしていない場合が「技あり」。‘高さ’は、評価基準に入っていないことに注意。）

**◆ローリング**に関しては、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた

場合にのみ**「一本」を与える**。

　　 ◇「スーパー一本」は、さほど意識しなくてもよい。つまり、従来の「日本柔道」　　　　　 で「一本」とジャッジしていた投げ技が、「一本」なのである。

④投げ技を逃れるために両肘または両手で着地した場合は、「技あり」とする。

(2) 反 則

**①立ち姿勢において絞め技を施すこと。寝技への移行も認めない。寝技から立ち技へ　の移行は認める。**（前者は、「待て」「指導」。後者は、「待て」のみとなる。）

（【少年大会特別規定】では、立ち姿勢の関節技はもともと「反則負け」。）

**②引き手で相手の逆側の袖を持つ変則的な組み手からの払い腰等や、正しく組んだ袖釣り込腰であっても、相手の肘関節を決めた場合は、厳しく「反則負け」が適用される。**

※相手を背中から畳に着くように投げている動作かどうかで判断する。

**③ヘッドディフェンス**：**「反則負け」**

受けが「一本」を避けるために、畳に着地したあと故意にブリッジの体勢（アーチ）になること。［３名の合意が必要］

※背負い落としや低い釣り込み腰等で、頭部から着地せざるを得ない場合は、頭が着いたことだけで安易に適用しない。

**④『「帯より下の攻防」をすること』を、他の「指導」と同じ扱いとする：２回目で**

**「反則負け」の廃止。**

**★⑤両袖を持って投げ技を施すこと。相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣り込腰・大外刈り・外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自分の片襟を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。（平成0.3.6少年大会特別規定 追加）**

**さらに、両袖持ちの状態から相手に抱きついて、小外掛け、大内刈りで後方に浴びせ倒すこと。（平成30.3.22同補足説明）**

**※[申]ⅰ）「両袖」とは、肘より先の部分とする。**

**ⅱ）上記５つの技以外の技には、適用しない。**

**※①⑪⑰で「反則負け」となった選手は、以降の一連の試合に出場できる。**

(3) 大阪中体連柔道部 申し合わせ

①審判は、３審制(ジュリーあり)とする。ただし、大阪中学校夏季・秋季柔道大会以

外の公式試合はこの限りではない。　(p.24 9．付　則を参照)

②赤白の開始線を廃止する。場外の礼の位置には、目印に赤白のテープを貼る。

③正式試合会場でない場合は、「大浜体育館ルール」・「修道館ルール」[p.22 8.(3)

Ⅱ参照]など、会場に見合った「場内外」の規定を設ける。なお、【選手の安全確

保】を最優先し、主審が危険と判断した場合は、早めに「待て」をかける。

１．勝敗の判定基準について

(1) 個 人 戦

①「技あり」以上とする。

**②[申]技のスコアが「技あり」で同等（または、なし）の場合は、「指導」の数が少ない方を勝者とする。**

**③技のスコアが「技あり」で同等(または、なし)で、「指導」の数も同じ(または、ない)場合は、延長戦(時間無制限のゴールデンスコア[GS])を導入する。技のスコアがあった、もしくは、片方に「指導」が与えられた時点で終了とする[合議]。**

(2) 団 体 戦

◇先鋒戦～大将戦：

①「技あり」以上とする。

②技のスコアが「技あり」で同等(または、なし)で、「指導差２」があった場合、少ない方を「僅差勝ち」とする。

※ A対Bで技の**スコアが同等で、「指導」の数が2-0の場合のみ、「僅差勝ち」**。

③勝ち点の配分は、便宜上「一本」100点・「技あり」10点・「僅差」0.1点とする。

(あくまでも、勝ち数の多い方が勝者チームとなる。勝ち数が同等で内容勝負になった場合、勝ち点の合算による。)

**◇代 表 戦：**

　勝ち数・内容とも同じ場合は、代表戦を行う。代表戦は任意の選手とし、**勝敗の判定基準は個人戦と同様とする。**

２．宣告(発声)・ジェスチャーについて

(1) 宣告は、わかりやすく・大きな声で行う。怒鳴らない・短くならない。宣告は、ジェス

チャーと同時に行うよう気をつける。迷わない・「しまった！」・「もう少し」というような表情をしない。

(2) 主審は、所定のジェスチャーにより、試合者を試合場内に入れる。従来の開始線付近での互いの礼のあとも、双方を十分にコントロールして試合を開始する。「気をつけ」・礼のあとは、左・右足の順で一歩前に進ませて肩幅に足を広げて立ち、一旦静止させること。

(3) 主審は、試合者と適度な間隔**(３～４ｍ)**を取り、同時に副審の視野を妨げないよう、常に試合場内に在り、一番審判しやすい立ち位置を取るように気をつけなければならない。(「始め」 の発声後、意味なく移動しない。場外[付近]での寝技の場合を除く。)

(4) 寝技を見極める場合は、適度な間隔**(２～３ｍ)**を取り、屈みこんだり膝をついたりしな

い。(絞めなどは、試合者からやや離れた方が見やすい時もある。)

(5) 「技のポイント」・「抑え込み」・「待て」のジェスチャーは、最後の形を約３～５秒

間継続する。

(6) 「一本」は、掌を前方に向け、腕を高くまっすぐに挙げ、続けて「それまで」と宣告す　　　　る。全てのジェスチャーで、親指と掌は離さないこと。

(7) 「一本」は、主審の挙げた腕が両副審からよく見えるため、回り移動する必要はない。

(8) 「技あり」は、反対側の肩から動作を始める。「技あり」は、肩の高さで体と直角に、に腕を伸ばす。

(9) 「技あり」は、両副審から主審の挙げた腕の角度がよく見えるよう、回り移動しながらジェスチャーする。

(10) 「抑え込み」は、前脚の膝を曲げ上体を前方に倒しつつ、肩の高さから試合者に向か　　　 　い腕を下げる。その際、両副審から試合者がよく見えるよう回り移動する。

(11)「技あり」続けて「抑え込み」は、最初のジェスチャーを約３～５秒間秒間続けるため、もう一方の手を用いて次のジェスチャーを示す。

(12) 寝技において、「そのまま」を宣告する場合は、双方の身体の一部に同時に触れること。再開するために「よし」を宣告する場合には、同様に触れたあと強く押すこと。

(13) 「待て」は、手首を上方に直角に曲げて,肩の高さで体と直角に、計時係に向け掌を肩の位置からまっすぐ伸ばす。宣告は試合者に向けて行う。個人戦においてロスタイムを取らない(流し)の場合も、この所作を行う。「待て」のあとは、試合者から目を離さないよう注意すること。

(14) 個人戦においてロスタイムを取らない(流し)の場合、従来の開始線付近に戻し「反則」を与える・ 服装を直させる・合議する場合などは、「待て」に続けて「時間」と宣告する。

(15) 反則は、試合者に体を向け、顔付近を指して宣告する。

(16) ジャッジを取り消す場合は、宣告したジェスチャーを示すのと同時に、他方の手を　　 　 高く上げ２・３回振る。その後、新しいジャッジをジェスチャー・宣告する。「指導」 を取り消す場合は、試合者を指さし他方の手を高く上げ２・３回振るだけでよい。

(17) 試合終了時は、『引き分け』の時だけ発声し、他の場合は一切発声しない。立ち位置から一歩前に出て、掌を上方に向け勝者指示する。その際は、試合者を従来の開始線付近に、肩幅に足を広げて立たせ、勝者宣告と同時に、右・左足の順で一歩下がり、「気をつけ」・礼をさせる。GS戦に入る場合は、一旦「それまで」と宣告する。速やかに試合者を従来の開始線付近に戻し、スコアボード・デジタイマーの確認後、「始め」の宣告でGSを開始する。必要に応じ、服装を直させてもよい。

(18) 『反則勝ち』は、「反則負け」「それまで」と宣告する。そして、もう一方の試合者を勝者指示する。３回目の指導は「反則負け」であり、「指導」とは宣告しない。『反則勝ち』・『棄権勝ち』・『不戦勝ち』は、『一本勝ち』と同等である。『失格勝ち』・『負傷勝ち』は、IJFルールにはない。ただし、両者同時累積反則負けは、『失格』。

(19) 団体戦では、一歩前に出て勝ちチームを指示する。発声は行なわない。その後一歩下が　　 り元の位置に戻り、「正面」・「お互いに」は言わず、「礼」の発声を行う。

(20) 個人戦：不戦勝については、勝者指示を行う。(本中体連柔道部申し合わせ) 団体戦：　　　　チームの不戦勝については、勝者指示を行わない。先鋒戦～大将戦の各対戦については、　　　 勝者指示を行なう。

(21) 勝者宣告を間違えた場合、試合者双方が試合場から出た後でも、改めて正しい勝者を宣 告する。明らかな人為的なミスの場合は、その時点からの再試合(GS)もできることとす る。(H.27.11より) [選手を試合会場に戻さない場合は、当該の選手・顧問了承のもとで訂 正する。記録係への連絡も適正に行う。ただし、「本柔道専門部公式試合 審判申し合 わせ」では、個人戦で本当は負けていた選手が次の試合に出場した場合や、団体戦で次 の選手の試合が始まった場合は、この限りではない。]

(22) 服装・帯は、従来の開始線付近の位置で立ったままで直させる。正座させてはいけない。

①服装が乱れて、試合者に有利・不利が生じる場合、もしくは審判が見苦しいと判断し　　　　 た場合は直させる。ただし、試合が非常に盛り上がっている時や、残り時間が僅かで　　　　 あれば直させるべきではない。

**②帯をほどいて**服装を直させる場合、主審は、「自分のベルト付近で、左腕を上にして両腕を交差させる」所作を行う。

**③帯をほどかず**服装を直させる場合、主審は、「**自分のベルト付近で、両手の親指を合わせ掌を自分に向け、上下に動かし、差し込む」所作を行う。**

④帯だけを結び直させる場合、主審は、「自分のベルト付近で、両拳を上向きに握りし め１・２度帯を外側に引っ張るような」所作を行う。

⑤特に、試合終了時には、きちんと服装を直させる。上着の後ろも帯に通させること。

⑥柔道着の取替えや診察・治療で時間を要すると主審が判断した場合、他方の試合者

を安座させることができる。主審は、「両掌を開き指先をそろえて、試合者に向け　　　　 　 腕を自分の太腿のやや前方に下ろし伸ばすような」所作を行う。

３．ジャッジについて

(1) 主審は、スピード・力強さ・背中が着く・着地の終わりまでしっかりとコントロールしているか(「一本」の条件。このうち１つでも満たしていなければ「技あり」。)等を十分に確認してから、技のポイントをジャッジする。特に、場内から場外に立ち技・寝技をかけた際、一連のアクションがあれば継続となるため慌てて宣告しないこと。

(2) 主審は、「技のポイント」をジャッジする場合、副審の１名を自然に視野に入れる。ジャッジの前に副審を見たり(場外際は除く)、ジャッジの後に慌てて副審を見るような動作はしない。

**(3) 返し技について　(例：大内刈りを大内返し等。)**

**※①技のスコアは、****前ページ本項(1)参照。**

**②コントロールされた方が先に畳に着地する。**

**★③返し技において、返し技を掛ける側が、着地する衝撃を利用して技を施すことを認め ない。**

**★④どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。**

**※⑤[申]この時、主審は手を高く挙げ２・３度振り、双方の技の効果がないことを示す。**

**返し技にはもともと、「同体」（双方が同時に、同じ程度の技の効果で着地する）と いう、双方にスコアを与えないジャッジがあった。**

**※****⑥[申]主審が、優位と判断した試合者の開始線付近を指示したが、主審・副審で指示が異なった場合は、必ず合議する。この場合④により、双方にスコアを与えない。(ジュリーの指示を仰ぐ)**

**(4) 変化技について　(例：大内刈りを隅返し等。)**

**※①技のスコアは、前ページ本項(1)参照。**

**②変化技を掛けた方が先に畳に着地する場合が多い。**

**★③変化技において、変化技を掛ける側が、着地する衝撃を利用して技を施すことを認め**

**ない。**

**★④どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が時間差で着地し**

**た場合、双方にスコアを与えない。以下、上記⑤⑥と同様。**

(5)寝技の攻防に入った時は、早い時点で「待て」をかけないようにすること。(7)参照。

　(6) 場内で抑え込んで、両者が場外に出ても抑え込みは継続する。

(7) 場内から場外に立ち技をかけ、一連のアクションで寝技になった場合や、場内でもう少 しで抑え込みや絞めが決まりそうな状況で両者が場外に出た場合も、寝技は継続する。 ただし、正式試合会場でない場合、立ち技や寝技の攻防中に主審が危険と判断した場合 は、早めに「待て」をかけること。

(8) 「抑え込み」は、「袈裟」「四方」「裏」が条件であり、概ね相手に覆い被さっていること。この条件が満たされない場合は、抑え込みの途中でも「解けた」となる。

(9) 主審は、絞め技での「見込み一本」をとることができるが、受がうつ伏せで絞め技が長　　　 く続いている場合は、「待て」をかけて受の状態を確認する。

(10) 主審が「待て」をかけた後に、受が「落ちている」または「半落ち(すぐに立ち上がれない・立ち上がる際ふらつく)」の場合は、「一本」「それまで」を宣告し、試合を終了させる。男性教員が主審で、女子選手が「落ちた」際には、背活を入れるよう配慮すること。[IJFルールにはないが、「落ちた」際、男女選手に関わらず、「主審はきちんと活を入れる技量」を持たなければならない。[５．(4)⑦男子の局部への睾丸活 参照]　その後、医師を呼ぶ・介添えして退場させるなどの措置をとる。]

(11) 「落ちた」場合は、以降の一連の試合に出場できない。一連とは、個人戦と団体戦を併　　 　せるものではない。[H27年度より改訂：IJF・カデ大会ルールに準じる]

(12) 寝技において、三角締め(締めることは反則)の体勢から抑え込みに入る場合、「三角固　　　　め」のまま(脚のロックを解かない状態)では「抑え込み」とせず、「待て」をかける。

(13) 抑え込まれている試合者が、両膝とも畳についた形になった時は、逃れようとする方向　　　 を問わず、両肩が宙に浮くまで抑え込みは継続する。また、受が背中方向に腕を取られ　　　 拳が正中線を越えた時も、すぐに「待て」はかけない。ただし、いずれの場合も主審が　　　 危険と判断した場合は、「待て」をかけて立たせる。

(14) 副審による場内外のジャッジは、細心の注意をもって行うこと。主審と副審でこの判断　　　 が異なることは、最もよくあるミスジャッジの１つである。下記①以外での「場内外の　　　　判断」は、主審に任せる方が賢明である。

　　 ①場外方向にかけられた技で、明らかに両試合者とも場外に出た場合に、「場内外のジャッジ」を行う。

②投げ技の起点が両者とも場外に出てからの技は、「場外」である。

③主審と副審のジャッジが異なる場合は、必ず合議する。(＊もう一人の副審も必ず、　　　　　自分の意見を述べること。)なお、主審は、場外に出た試合者に「指導」を与えるべ きかどうかを十分に見極めること。

(15) 合議は、主審が所定のジェスチャーで副審を呼び、主審の定位置から**２歩下がった**ところで行う。副審が合議を求める場合は、その場にて立ち上がる。ジェスチャーはしない。合議の際は、主審・副審とも試合者から目を離さない。各審判が必要と判断した場合は、いつでも合議することができる。ただし、勝敗を決する「指導」を与える時以外で、「指導」「技のスコア」の有無を確認するために合議しないこと。　P.4 ① 参照

４．反則について

(1) 「組まない」「組ませない」「組んでいるのを切る」などのネガティブな柔道には、厳しく「指導」が与えられる。特に「両手で組み手を切る」「強くはたいて組み手を切る」「脚を用いて組み手を切る」などの行為は、一回で「指導」が与えられる。

(2) 反則は適宜取っていくが、「積極性に欠ける」（秒数を問わない）や組み手の攻防中の反則は、技を施そうとしている時に重ならないよう、十分にタイミングを見計らう。原則として、片方に反則を与える。また、これまでは回避されてきたが、両試合者がネガティブ柔道による「両者同時反則負け」を適用して構わない。この場合、両選手とも大会から失格する。

**[申]順位を決定する必要がある試合に限り、特別に[GS]により再試合を行う。**

(3) 『膝つき背負い』は、瞬時・時間差どちらの場合にも「指導」を与える。相手の圧力で　 両膝をついてしまった場合には適用しない。その際に、相手を投げた場合、その投げ技　　　 のポイントは認めない。一本背負い・低い釣り込み腰 ・体落とし等に適用するが、肩　　　 車には適用しない。(従来と同様の解釈)

＊(4) アドバンテージ1:『膝つき背負い』『偽装攻撃』『引き込み』『巻き込み』などの反則では、受が、返し技をかけた場合・そのまま有利な寝技に入った場合、アドバンテージを見てから、「指導」を与える。

①返し技のポイントがない・寝技の攻防が進展しない、または反則者が有利になるようで

あれば、「待て」をかけ、立たせて反則者に「指導」を与える。

②受の返し技・抑え込みが「一本」であれば、「一本」「それまで」を宣告する。

③ ②で、返し技・抑え込みが**「技あり」の場合、立たせた後、反則者に「指導」を与えてはいけない**。ただし、「積極的戦意に欠ける：指導」は、スコアと同時に与えてもかまわない。

※アドバンテージは、あくまでも、反則者が有利にならないようにすること。

＊(5) アドバンテージ2:『ベアハグ』『帯より下の攻防』の返し技が「技あり」の場合、[上の(4) ③]　立たせた後、反則者に「指導」を与える。(**ダブルポイント**の考え方)

＊(6) アドバンテージ3:立ち技で、反則者が『片襟』など標準的でない組み方をしていて、両副審からアピールがあるものの主審が気づいていない時に、相手が投げ技をかけた場合は、その投げ技を優先する。(ダイナミックな柔道を目指す観点から)

①投げ技のポイントがなければ、「待て」をかけ、立たせて反則者に「指導」を与える。

②投げ技が「一本」であれば、「一本」「それまで」を宣告する。

③投げ技が「技あり」 であれば、上記(4)③と同様。

※ただし、(4)(5)(6)とも、「指導２」から上記のような「指導」の反則を行った場合は、「反則負け」を優先する。

★**④相手が『片襟』を持たざるを得ないように組んだ場合、****そのように組んだ試合者に‘ブロック’の「指導」が与えられる。**

(7) 正中線を四指が越え、親指が襟の内側にかかっている場合、直ちに技をかけなければ　　　 『相手の同じ側の襟や袖を握り続ける』により、「指導」が与えられる。[以前のルー　　　　ルでは５秒以上であった。「標準的な組み方」以外の組み方は、全て直ちに(2秒以内) 技をかけなければ、「指導」が与えられる。]中体連の試合では、『奥襟・後ろ襟』は 親指が襟の内側にかかっていれば、「標準的な組み方」である。　　　

　(8) 『相手の背部・背部の帯を取る』も、直ちに(2秒以内)技をかけなければ「指導」が与えられる。「内股」に限定せず、ケンケンで入り、継続する技をかけている、もしくは途切れない変化技になっている場合はよい。(H23.5より少年規定の変更)

(9) 「標準的な(正しい)組み方」をしていて、「首抜き」をされた場合

①この時点で、「首を抜かれた」方に「指導」が与えられることはない。

　 ②「首を抜いた」者が正しい姿勢であっても、１回目から「指導」が与えられる。

　 ③「首を抜いた」者が直ちに技をかければ、「指導」は与えられない。このあとで、正

しい姿勢に戻り、「首を抜かれた」方が同側を持ち続けていれば、標準的でない組み

手として、「首を抜かれた」方に「指導」が与えられる。(①と比較参照)

④「首を抜いた」者が直ちに技をかけない・防御姿勢をとる・場合は、「指導」が与えら

れる。[少年大会特別規定では、背部を持ち続けることができないため、シニアのルー

ルにある「首抜き」を繰り返すという行為は起こりえない。]

* **⑤相手が「首を抜いた」ように見せかける組み手をした場合、そのように組んだ試合者**

**に‘ブロック’の「指導」が与えられる。**

(10) 『頸椎・脊椎に損傷を及ぼすような動作』は、「反則負け」。受けが、腰をきめられている場合や袈裟固め等で抑え込まれている場合に適用する。「このような動作」が予想される 場合には、即座に「待て」をかけ、両試合者を、立たせて開始線に戻す。

[注：俗称「春日ロック」に入ろうとした場合も同様]

(11) ベアハグには、１回目から「指導」を与える。**ベアハグとは、いきなり相手の上半身に抱きつく技、全てを総称するものである。**(同時に、またはその後、小外刈り等の技を施した場合も同様) [取が相手の柔道着を握ったあとに施した場合は、反則とみなさない] 前ページ(5) 参照

(12) 『内股・背負い投げ・釣り込み腰・肩車等で、身体を前方に低く曲げ頭からまっすぐ畳　　　 に突っ込む「反則負け」』は、頭が畳に突かない場合も、背負い投げ等で前転の形にな った場合も、厳正に適用する。

**(13)** 片手(両手)・片腕(両腕)で、帯より下への直接攻撃または防御することは、他の「指導」と同じ扱いである。(2018.1.1より)「帯より下の攻防」は、クリアに寝技に入った場合のみ、認められる。

　 ①３名の審判員(２審制時は２名)が100%明確に判断する必要がある。(その攻撃に対し　　　　　て、いずれかの審判が技のポイントを認めジャッジした時点で、その原則が崩れるこ　　　　 ととなる。ただし、この際、合議を申し出ることはかまわない。加えて、合議におい　　　　　て技のポイントを示した審判が自身のミスジャッジを認め、他の審判(・ジュリー)の　　　　　判断に従う場合は、反則とすることができる。)

＊主審は、特に「肩車」・「小内巻き込み」・「払い腰」・「内股」などでは、帯より下への直接攻撃または防御の有無をしっかりと見極めたうえでジャッジすること。また、主審の立ち位置により、同攻防を副審(・ジュリー)が、先に発見した場合は、直ちに起立して主審に合議を申し出ることで、このような事態の回避に努めなければならない。

②上着の一部を握ったままであれば、攻撃のために、その腕・肘等で帯より下に触れる　　　　 ことは認められる。帯から出ている上着の裾を握っている場合は、「標準的な組み 方」ではないため、直ちに技をかけなければ「指導」が与えられる。

③大腰や帯取り返しを掛ける際、帯よりやや下方を握る・触れることは認められる。

**(14) ブリッジとヘッドディフェンス**

**★①****受が「一本」を避けるために、故意にブリッジの体勢（アーチ）になって着地した場合、取の「一本勝ち」とする。**

**★②受が「一本」を避けるために、着地後故意にヘッドディフェンスの体勢（アーチ）になった場合、受に「反則負け」が与えられる。**３審判全員の合意が必要。(新しい、アーチを表すジェスチャーあり)

**★(15)両袖を持って投げ技を施すことは、「反則負け」とする。相手の両袖を左右それぞれの　　手で持ったまま袖釣り込腰・大外刈り・外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手　　の片袖を持って、相手に自分の片襟を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。　　（平成30.3.6少年大会特別規定 追加）**

**さらに、両袖持ちの状態から相手に抱きついて、小外掛け、大内刈りで後方に浴びせ倒　　すことも、「反則負け」とする。（平成30.3.22同補足説明）**

**※[申]ⅰ）「両袖」とは、肘より先の部分とする。**

**ⅱ）上記５つの技以外の技には、適用しない。**

(16) (12)(14)(15)及び累積による「反則負け」になった選手は、以降の一連の試合に出場

できる。ただし、これら以外のダイレクトの「反則負け」となった選手は、以降の一連の試合に出場できない。

(17) これまでは回避されてきたが、両試合者がネガティブ柔道による「両者同時反則負け」を適用して構わない。この場合、両選手とも大会から失格する。

**[申]順位を決定する必要がある試合に限り、特例として[GS]により再試合を行う。**

この場合は、スコアをスタート時(全て０の状態)に戻す。

(18) 低い背負い投げ等で投げられた試合者が、受け身をとることができずに『頸椎・脊椎に　　　 損傷を及ぼすような形』で顔面から畳に落ちた場合、ブリッジとなるが、試合に臨む十　　　　分な技量がないものとみなし、投げられた試合者を「棄権」とする。この場合、以降の　　　　一連の試合に出場させない。[本中体連柔道部独自の申し合わせ事項]

(19) 帯は「本結び」とする。１度目：口頭での指導、２度目：「反則負け」とする。　 [特に、最初のひと巻きを緩くしている場合が多い。これも違反とみなす。]

(20) 反則をとる際、主審は自信を持って反則を宣告する。「指導」を与える前に無用に合議してはいけないが、ダイレクトの「反則負け」・３回目の「指導」(宣告は「反則負け」)・GSでの１回目の「指導」など、反則で勝敗が決する場合は合議が必要である。

(21) 副審は、的確かつ積極的に主審に対し反則のアピールを行う。(主審が、それに気づか　　　　ない場合は、その場にて立ち上がる。それでも、主審が気づかない場合は、主審に近い　　 　副審が主審に歩み寄る。)技の効果や反則について主審の判定に異議がある場合・一旦　　　　試合の進行を止めたい場合等も同様。これらの場合は、必ず合議を行う。

５．負傷について

(1) 本中体連柔道部公式試合では、柔道整復師を医師とみなす。

(2) 出血を伴う負傷が、同じ箇所に２回まで医師による手当を受けることができるが、３回　　　 目の出血があった場合、相手に「棄権勝ち」が与えられる。

(3) 試合者が打撲等によって軽微な負傷をした場合、主審は、４秒程度様子を見て試合の続行を促す。この主審の指示に従わない(従えない)場合、「合議」の上で相手に「棄権勝ち」が与えられる。(4)の①を適用することが望ましい。

(4) 医師を試合場に呼ぶ場合：

　　　 (医師は、IJFルールを熟知してるとは限らない。いたずらに「棄権負け」や「反則負け」が発生しないよう、主審は医師に助言する必要がある。)

①主審は、所定の動作と発声で医師をコールする。

　 ②医師を呼んだ時、副審は主審に呼ばれない限り、着席のままで状況の目視確認を行う。

　 ③普通、肩・腰・膝等を軽く負傷した程度では医師は診察や治療ができない。主審が医師

を呼んで診察や治療を行った場合、相手に「棄権勝ち」が与えられることになる。

④試合者は主審に医師を呼ぶよう要請することができるが、その試合は終了し、相手に　　　　 「棄権勝ち」が与えられる。

　⑤出血がある場合にはどのような場合にも常に粘着テープ・包帯・鼻用の止血栓などで覆

わなければならない。(止血剤の使用可)医師は止血や爪を切ることを手伝うことができ

る。出血が止まらない場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。

⑥出血していない部位へのテーピングは、「反則負け」となる。試合者の爪が欠けた場合

など、習慣的にテーピングする危険性があるため十分に注意すること。

⑦頭部・背部(脊椎)または男性の局部に大きな衝撃のあるような負傷の場合、あるいは大

きな負傷の疑いのある場合、主審は試合者に対処するために回数に関係なく医師を呼ぶ

ことができる。この場合医師はできるだけ短時間に診察(治療)を行い、継続できるかど

うかの意見・判断を主審に述べる。主審が、睾丸活を入れてもよいものとする。

⑧脳しんとうを起こした場合も、ケガをしたものと見なす。[安全管理の観点による、大

阪中体連独自の規定。Ｈ２３度夏季大会より]　下記(5)参照。

(5) 医師を呼び診察の結果、試合続行が不可能になる場合の具体的な所作。

①主審は、医師の意見・判断を仰ぐ。

②主審は、副審と合議したのち副審を再び座らせて、以下のように対処する。

ⅰ)その原因が、ケガをした試合者にある時、「それまで」と宣言して、相手に「棄権

勝ち」を与え、(ケガ人が診察・治療中であっても)勝者指示する。

ⅱ)その原因が、相手にある時、「反則負け」「それまで」と宣言して、ケガをした試

合者に「反則勝ち」を与え、同様に勝者指示する。ケガをした試合者は、以降の試

合に出場できる。

ⅲ)その原因が、双方の試合者にない時、ⅰ)と同様。

(6)

立たせないようにして医師を呼ぶ。勝敗が決している場合は、先に勝者宣告を行う。

(7) 試合者が嘔吐した場合、主審は、副審との合議及び医師の意見・判断なしに、その試合

者を「棄権」とし、相手に「棄権勝ち」を与え、勝者指示する。

(8) [申]医師の判断を仰ぎ、審判団で「棄権」を宣告した選手は、安全重視の観点から以降の一連の試合に出場させない。[(7)を含む。(2)は除く。H.30.4.26より]

６．礼法について

(1) 審判３名の入場時の礼は、「３回の礼」：１回目は赤畳(場外線)の外側、２・３回目は赤畳の内側(場内に少し入った所)付近。「１回の礼」は、赤畳(場外線)の外側。退場時の「３回の礼」：１・２回目は赤畳の内側(場内に少し入った所)付近、３回目は赤畳(場外線)の外側。「１回の礼」は、赤畳(場外線)の外側。

　(2) 個人戦では、最初の試合の入場時とその試合会場の最終試合退場時に『３回の礼』を　　　 行なう。他は、場外線外での『１回の礼』を行なう。その際、交代する審判団同士（３ 名ずつ計６人）の礼は行なわない。(1)(2)とも、２審制の場合はこの限りではない。

(3) 個人戦の場合、副審は入場後すみやかに副審の椅子に座る。

(4) 個人戦：正面への礼は行なわない。団体戦は、掌を正面に向け「前に倣え」のような所　　 　作で行う。

(5) 団体戦は、正面に近い方から先鋒～大将の順に並ばせる。

(6) 顧問・コーチがつく場合には、原則として、選手・チームに合わせて、顧問・コーチに も、正面(団体戦時)・お互いの礼を行わせる**。**

(7) 審判の交代の際は、主審・副審とも、赤畳付近で、礼を行い交代(退場)する。

(8) 団体戦の主審は、１回戦より以下の通り３名の審判員ＡＢＣで分担する。

男子：(Ａ) 先鋒・次鋒 (Ｂ) 中堅・副将　 (Ｃ)大将・（代表戦）

女子：(Ａ) 先鋒　　　 (Ｂ) 中堅　　　　 (Ｃ)大将・（代表戦）

７．マットジュリー制（審判委員制）について

　(1) 全ての試合に「マットジュリー制」を導入する。[修道館では記録席の横・柱の前（または横）に席を設ける］

(2) 審判員の明らかな誤審(ルールの誤認・危険行為の見落とし)に対処する。本中体連公式　　　 試合では例外的に、明らかな「技のポイントの誤り」(例：「一本」⇔「ポイントな

し」等)・「反則の適用の誤り」(例：同側を取り続けているのに「指導」を与えない等)にも言及できる。

(3) ジャッジ時のデジタイマー(特に終了間際)・礼法の不徹底・服装の乱れに対処する。

(4) (2)(3)の場合、マットジュリーは試合を中断し、主審・副審を呼び指示を与える。必要

に応じて、試合の状況・時間を誤審等が発生した時点に戻すこともできる。

(5) 通常のジャッジのポイント高低、及び「危険行為」以外の反則の適用には指示を与えな　　　い。[(2)参照]

(6) 試合終了後、審判の方法について審判員に対しアドバイスを与えることができる。

(7) 審判員は、合議のうえでマットジュリーに意見を求めることができる。ただし、マット　　　 ジュリーは試合場内に入ることはできない。

＊(8) マットジュリーには、大きな権限が与えられているため、審判員がマットジュリーの指　　　 示を仰いだ時は、その後もう一度合議する必要はない。マットジュリーは主審のみを呼　　 　び指示することもできる。

**※(9) マットジュリーは、顧問・監督から質問があった場合は、応答しなければならない。この場合以外に、マットジュリーが、審判員以外の者に、直接話すことはない。**

(10) マットジュリーは、審判経験の豊富な者が、責任を持って担当することが望ましい。

(12) マットジュリーは、審判員と同様の礼法は行なわない。

(13) 審判長には、センタージュリーの権限を与える。

８．そ　の　他

(1) 審判は、試合の前に必ず、試合会場のデジタイマーの音を確認しておく。

(2) 団体戦時、審判員は、「３回の礼」で入場してからオーダーの確認を行う。[公式試合会ルールで、審判員が入場したあとの、オーダー変更を認めていないため。]

(3) 主審は自分の担当する試合者・隣接する試合場の試合者・副審の位置等に目を配り、接　　　 触のないよう十分に注意し事故を未然に防ぐよう心がける。

(安全確保のために)

　Ⅰ) 接触が予想される場合の早めの「待て」のタイミング。

Ⅱ) 抑え込みの際、試合者の体の一部が柱・記録席の机、イスにあたる、

　　　あるいは、廊下・フロアに出た場合は、「待て」をかける。

　Ⅲ) 試合者の適切な誘導と接触を防ぐための所作。 (他方の試合者が場外

で寝技に入っている場合など)

Ⅳ) 審判の立ち位置。 (正面に背中を見せる位置で、試合途中の「始め」

　　　「指導」を宣告してもよい)

(4) 修道館は、館内が大変混雑しているので、審判は試合の前に、試合場が十分確保できて　　　 いるかを確かめる。できていない場合は、観覧の選手・生徒・保護者に畳から降りる等　　　　の指示をする。

(5) 「不慮の事故」によるケガのために試合続行が不可能になった場合

その試合は、『引き分け』とする。(事故までに試合内容に優劣が生じていた場合も含めて) ただし、

　 ① 個人戦－ケガをした選手は、次の試合に進むことができない。

　 ② 団体戦－ケガをした選手は、代表戦や以降の試合に出場することができない。

＊不慮の事故とは、

①他の試合者　②審判員　③待機中の選手・観覧者　④机、イスなどの機材

等との接触　⑤畳の不具合など、試合者双方に責任がない突発的な事象を言う。

(安全確保のために)

　Ⅰ) 副審はイスの位置に十分配慮する。試合会場が隣接しているため、な

　　　なめ後方から、隣の試合者が接近・接触する可能性がある。

　Ⅱ)　試合者が接近してきた場合、副審は迅速にイスを持ち、試合者と一定

　　　の距離を保つ。

Ⅲ) 待機選手・観覧生徒の「立て膝」や試合場付近に「ペットボトル」

　　　「筆記用具」等が置かれていないか、常に気をつけておく。

　Ⅳ) 同項(2)２審制の際の安全確保の内容。

※(6) 試合者・選手・顧問・コーチ・保護者等が、相手や審判を侮辱するような言動をとった場合は、毅然とした対応をする。**この対応は、主審が行う。**

①試合者・顧問・コーチ・待機選手が、審判のジャッジに対し、不服な態度や

抗議を行った場合は、試合を中断し、没収試合とする可能性があることを含

め該当者と顧問に口頭にて厳重に注意する。

②試合者が、相手や審判に対し柔道精神に反する侮辱的な言動をとった場合は、　　　 　 ダイレクトの「反則負け」を適用する。

③顧問・コーチが、同様の言動をとった場合、または①を繰り返した場合は、　　　　　　　 　 大会本部に連絡・確認のうえ、退場を命じその試合を没収試合とする。 ④保護者や観覧生徒など、試合に直接関係のない者の場合は、試合を中断し口

　 頭にて厳重に注意する。顧問には、没収試合になる可能性があることも含め　　　 　 　　指導し、該当者の改善指導を命じる。

(7) 本中体連柔道部公式試合では、〔監督・コーチは、「待て」から「始め」の間のみにコーチングできる〕というルールを厳正に適用していない。ただし、目に余るコーチングには、主審が(ジュリーは、主審への指示)口頭にて注意を与える。それでも、指示に従わない場合は、本項(5)③同様の措置をとる。質問については、ジュリーが応答する。

(8) 試合中、主審は、デジタイマー・スコアボードの訂正・変更の指示を行う。

(9) [申]副審は、記録係・選手係と協力し、デジタイマー係・スコアボード係の指導を行う。

(10) 個人戦の｢呼び出し｣・｢控え選手の着席｣及び団体戦の勝敗表は、選手係が担当する。

(11) 準決勝戦は、主任審判の指示によりその試合会場の審判員・マットジュリーで行う。

(12) 決勝戦は、本部が発表した審判員・マットジュリーで行う。

(13) 個人戦では、自校選手の審判・マットジュリーは行わない。また、その試合では、主審　　　　・副審から十分に離れた、決められた位置で監督する。

(14) 柔道着コントロールについて：

①柔道着は、規定の寸法がなければいけない。上着の検査は、試合者に手首を直角に立て　　　 前にならえをさせて実施する。

②胸のロゴ・ゼッケン等に、在籍中学校以外の道場名などを入れてはいけない。ただし、

本柔道専門部公式試合では、軽微な違反はその場にて直すことを認める。

③女子は、規定のTシャツを着用しなくてはいけない。アトピー性皮膚炎などの症状がな

い限りは、男子は(女子も規定外の)インナーシャツを着用してはいけない。

④サポーターを使用したい場合は、必ず申し出るようにさせる。金属・プラスチックなどの堅い素材が含まれたサポーターは使用できない。

⑤足の裏・手の甲に掛かるゴム製のサポーター・テーピングテープ・キネシオテープの使用は認められる。ただし、その部分に粘着スプレーまたはそれに類したものを試合中に使用した場合、反則負けとする。

**★⑥**歯科矯正・**マウスピースは申請があれば、白か透明に限り認める**が、鼻孔拡張テープ・ヘッドギアの使用は認めない。

⑦膝までのスパッツは、男女とも使用できる。

(15) 不明な点があれば、速やかに会場主任審判・本部に連絡し指示を受ける。

９．付　　則

(1) 地区(大阪市各支部)柔道大会・強化選手選考会等での２審制時

①投げ技で、ジャッジの相違が生じた場合は、必ず合議する。

②投げ技で、ジャッジの相違が生じ寝技に移行した場合、攻防を見極め何れかの試合者

が「抑え込み」の状態になってから「抑え込み」「そのまま」を宣告し、合議を行う。

③攻防に進展がなければ、「待て」をかけ、開始線に戻らせて合議を行う。

　 ④抑え込み「一本」までの秒数に直接関係のないジャッジの相違であっても、上記の合

議を行う。[「技あり」⇔ポイントなし ]

(例)

　投げて抑え込んだ試合者に対し、主審「技あり」、副審「一本」の場合

　Ⅰ)主審の宣告･動作①：「抑え込み」→「そのまま」→合議(主審の「技あり」

　　がポイント)→「よし」

Ⅱ)主審の宣告･動作②：「抑え込み」→「そのまま」→合議(副審の「一本」

　　 がポイント」)→「待て」→試合者を従来の開始線付近に戻らせる→ジャッジ

の訂正 (*「技あり」取り消し*「一本」「それまで」) →勝者宣告

⑤２審制時：試合者Ａが投げ技から「抑え込み」の形になり、その投げ技に対し主審が　　 　　 「一本」を宣告したため、Ａが自ら「抑え込み」の形を解いてしまい、その上で副審 とのジャッジの相違があった場合は、「待て」をかけ、試合者を開始線に戻して、合 議を行う。ジャッジの訂正があった場合は、試合者を「抑え込み」の形に戻して試合 を再開する。

⑥２審制時：試合者Ａの投げ技に対し主審が「一本」を宣告した際、投げられた試合者ＢがＡを抑え込んだ形となり、その上で副審とのジャッジの相違があった場合は、「待て」をかけ、試合者を開始線に戻して、合議を行う。ジャッジの訂正があった場 合は、立ち技より試合を再開する。 [(2)(3)については、「投げた試合者を有利にする」という確認事項に基づく]

⑦２審制時：試合者Ａが、まさに抑え込もうとしていたり、抑え込んでいる際に、明らかに主審の誤審で「待て」や「解けた」を宣告した場合、副審は異議を申し立て合議を行ったうえで、試合者を元の寝技の形に戻して試合を再開することができる。

その際には、マットジュリーの指示を参考にすること。

⑧　⑤～⑦については、本大会の３審制の場合でも同様の措置をとる。